

## 練馬区と館林市との災害時における物資等の支援に関する協定書

練馬区と館林市（以下これらを「協定都市」という。）は、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る物資等の支援に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、協定都市のうち被災した当事者（以下「被災都市」という。）の要請による応急対策等が円滑に実施できるよう、必要な食料、飲料水、生活必需品およびそれらの供給に必要な資器材等（以下「応急物資」という。）の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる支援の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 応急物資の提供
- (2) 応急物資の輸送に必要な車両等の提供
- (3) その他、被災都市が指定する物資

（要請の手続き）

第3条 被災都市は、応急物資について、その地域において十分な調達ができないときは、支援を行う当事者（以下「支援都市」という。）に対し応急物資の供給を要請するものとする。

- 2 被災都市は、前項の規定に基づき要請を行うときは、要請する応急物資の種類、数量、輸送方法、受領場所その他必要な事項を示さなければならない。
- 3 被災都市が要請を行うときは、電話その他の通信手段により支援都市に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 支援都市は、前条の規定により要請を受けた場合、この協定の趣旨に従い支援に努めるものとする。

（応急物資の供給）

第5条 前条の規定により供給される応急物資の輸送は、原則として支援都市が行う。

- 2 被災都市は、第3条第2項で示した受領場所に職員を派遣し、品目、数量等を確認のうえ、応急物資を受領するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき供給された応急物資に係る経費（輸送費を含む。）については、原則として被災都市の負担とする。

（連絡の窓口）

第7条 協定都市は、あらかじめ本協定に関する連絡担当部局を定め、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換し、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

## (案)

### (損害補償等)

第8条 この協定に基づき行う支援活動（以下「支援活動」という。）に従事した職員の損害補償等については、原則として、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援活動に従事した職員が、支援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、支援都市がその損害を補償するものとする。
- (2) 支援活動に従事した職員が、支援活動中に被災都市の区域において第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその責任により対処するものとする。

### (自主的な活動の実施)

第9条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの支援要請があったものとして自主的に支援活動を実施するものとする。

### (訓練等)

第10条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な支援ができるよう、相互の訓練に協力するものとする。

2 前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第8条の規定を準用する。

### (協議)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

### (施行期日)

第12条 この協定は、平成24年3月27日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、署名し、各1通を保有するものとする。

平成24年3月27日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 自筆署名

群馬県館林市城町1番1号

館林市

館林市長 自筆署名